１１

議案第４９号

南房総市病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年８月２８日提出

南房総市長　　渡　辺　　秀　和

南房総市病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例

南房総市病院の設置等に関する条例（平成１８年南房総市条例第１２８号）の一部を次のように改正する。

第８条中「第２４３条の２の８第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４９号　南房総市病院の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表　（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第１条～第７条　（略）	第１条～第７条　（略）
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第８条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の９第８項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第８条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の８第８項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。
第９条～第１１条　（略）	第９条～第１１条　（略）

附　則（抄）

この条例は、公布の日から施行する。